

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	南花沢 (南花沢町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化が進む中、跡継ぎの方が町外に出ておられ、町内の営農への負担が大きくなり、麦・大豆を含むと3月から12月までの期間、ぎりぎりの人数で農作業に従事することになり、限界がきている。 ・農業をやめたいという方も出てきており、営農の方の負荷がますます増える傾向にある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・近くの認定農家への依頼 ・ドローンを使つての防除等の効率化 ・主食用米、麦、大豆から加工米などの生産へのシフト
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地をブロック化(4ブロック程度)に分ける。そのブロックに沿って、集約・集積を行い、4組織ぐらいで運用する。 (農地所有者、営農組合・農業組合役員で取り組む)
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・4ブロックの集約化に向けた、個人所有(中間管理機構未加入)の農業者への意向も含め集約化へシフトしていく
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今のところ、特に検討していない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在、次世代の担い手が、当町ではっきりしているのが1名(個人)であり、その意向を踏まえ認定農業者へ移行し、営農組合と現在お願いしようとしている認定農業者と合わせて、4ブロックに分けていけないか検討を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・一部、農協(有)タノームに、個人がお願いされており、引き続き今後の取り組みの対象として相談していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境こだわり農産物栽培による減農薬、減肥料の取組				